島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
別紙1-5 (1/16)	別紙1-5 (1/25)	・文書名の相違
島根原子力発電所		
原子力事業者防災業務計画	女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画	
(抜粋)	抜粋	
令和2年8月 中国電力株式会社	令和 3年 10月 東北電力株式会社	

島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査(2021 年 9 月 6 日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙 1 - 5 (2 / 2 5) 第 2 章 原子力災害事前対策の実施	
	第1節 防災体制	
	<ol> <li>緊急体制の区分および連携</li> <li>(1)緊急体制の区分         原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急体制を区分する。</li> </ol>	
	原子力災害の情勢 緊急体制の区分	
	別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員 会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警 戦事態に該当すると判断した場合。	
	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第 10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。 第1緊急体制	
	別表2-3の事象が発生した場合,または内閣総理大臣が 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行っ 第2緊急体制 た場合。	
	なお、モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出された場合、中性子線の測定を行う。 (2) 緊急体制区分に応じた東北電力ネットワーク株式会社との連携第1緊急体制および第2緊急体制発令時は、この計画のとおり東北電力ネットワーク株式会社と一体になって対応する。	
	<ul><li>2. 警戒対策組織</li><li>本店原子力部長は、本店に本店警戒対策組織を、原子力防災管理者は、発電所に</li><li>警戒対策組織を設置する。</li><li>(1) 発電所</li></ul>	
	警戒対策組織は、警戒対策体制が発令された場合において、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害に至る可能性のある事象の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。 (2)本店 本店警戒対策組織は、警戒対策体制が発令された場合において、別図2-2に定める業務分掌に基づき、本店における対策活動を実施し、発電所において実施され	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載筒所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5(2/16)

(2)-4

緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等
緊急時特別非常体制	別表1に示す原災法第15条第1項等の	原災法,指針
(全面緊急事態)	基準に該当する事象が発生し、その旨を関	
	係各所に報告(原子力発電所敷地境界付近	
	において、1時間当たり5マイクロシーベ	
	ルト以上の放射線量が2地点以上において	
	検出されたとき又は1地点において10分	
	間以上継続して検出されたとき等)すると	
	き,又は内閣総理大臣が原災法第15条第	
	2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を	
	行ったときから、内閣総理大臣が原災法第	
	15条第4項の規定に基づく原子力緊急事	
	態解除宣言を行ったときまでの問	

- (注1) 緊急時体制の区分欄の() 内は、指針で規定される名称。
- (注2) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害等の状況に満たない場合でも、 必要と認めるときは緊急時体制を発令することができる。また、原子力防災管 理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行わ れた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。
- (2) 緊急時体制発令時の中国電力ネットワーク株式会社との連携 緊急時体制発令時は、この計画のとおり中国電力ネットワーク株式会社と一体 となって対応する。

#### 2. 原子力防災組織

#### (1) 発電所

- a. 原子力防災管理者は、発電所に原子力防災組織を設置する。
- b. 原子力防災組織は、別図1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は 拡大を防止するために必要な活動を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表4に定める業務を行う原子力防災 要員を置く。
- d. 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に、直ちに原子力防災要員等 を配置し、その業務を行う。
- e. 社長は,原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は,原子力規制委員会, 島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に別紙2の届出書により原子力防災要員を 置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- f. 原子力防災管理者は, 原子力防災要員等の内, 派遣要員をあらかじめ定めてお く。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。
- (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙1-5 (3/25)

(2) - 4

## 3. 原子力防災組織

社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店原子力防災組織を設置する。

#### (1) 発電所

- a. 原子力防災組織は、第1または第2緊急体制が発令された場合において、別 図2-3に定める業務分堂に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止する ために必要な活動を行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員(原子力災害が発生 した場合に直ちに別表2-4に定める業務を行う要員。)を置く。
- c. 原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、社長より原子力規制委員 会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に様式2の届出書に原子力災害対策 特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成 24年文部科学省・経済産業省令第2号) 第2条第1項に規定される業務を的 確に遂行するために必要な人数を明記の上、原子力防災要員を置いた日または 変更した日から7日以内に届け出る。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めて おく。

派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。

- (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、 その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策等への協力
- (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、 その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
- (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e. 原子力防災管理者は, 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣, 宮 城県知事, 女川町長または石巻市長から, 原子力防災組織および原子力防災要 員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- f. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐および交替要 員を置く。

#### (2) 本店

- a. 本店原子力防災組織は、第1または第2緊急体制が発令された場合において、 別図2-4に定める業務分堂に基づき、本店における原子力災害対策活動を実 施し, 発電所において実施される対策活動を支援する。
- b. 社長は、本店原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。
- c. 社長は, 第2緊急体制を発令した場合, 指定行政機関, 指定地方行政機関な らびに地方公共団体その他の執行機関と連携し,原子力事業所災害対策に取り 組む。

・組織体制の相違

差異理由

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (3/16)

行機関の実施する緊急事態応急対策への協力

- (2)-4
- (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執 行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
- (c)他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- (2) 本社
- a. 社長は、本社に本社原子力防災組織を設置する。
- b. 本社原子力防災組織は、別図2に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所の原子力災害対策活動を支援する。
- c. 社長は, 本社原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。
- d. 社長は、緊急時特別非常体制を発令した場合、内閣総理大臣の原子力緊急事態 宣言という社会的重大性に鑑み、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンタ 一の関係機関と連携し、緊急時応急対策に全力で取り組む。
- e. 社長は、本社及び発電所の原子力防災組織を統括し、必要な場合は他の社内機 関も動員して原子力災害対策活動を実施する。(別図3参照)
- 3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務等
- (1) 原子力防災管理者の職務
- a. 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。
- b. 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.2 2マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、及び別表1に示す警戒 事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象 等の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図4-1、4 -2、4-3、4-4に定める箇所へ通報又は連絡する。
- c. 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.2 2マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、及び別表1に示す警戒 事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等 が発生した場合、直ちに原子力防災要員に、原子力災害の発生又は拡大の防止の ために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図5-1、5-2、5 -3、5-4に定める箇所へ報告する。
- d. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する 事象が発生した場合、直ちに別図5-3.5-4に定める簡所へ報告する。
- e. 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備を 設置及び維持し、同条第2項の規定に基づく放射線障害防護用器具、非常用通信 機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- f. 原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し定期的に緊急事態に対処するため の総合的な訓練及び防災教育を実施する。

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している 事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確 認することにより実施したものと見なすことができる。

## 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙1-5 (4/25)

4. 原子力防災管理者,副原子力防災管理者および原子力防災要員の職務 社長は,原子力防災管理者および副原子力防災管理者を選任する。 (2)-4

組織体制の相違

差異理由

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は,発電所長とし,警戒対策組織または原子力防災組織を 統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 警戒対策組織
- (a) 別表 2-1 の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、直ちに別図 2-5 に示す箇所へ連絡するとともに、警戒対策要員を召集し、原子力災害に至る可能性のある事象の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- b. 原子力防災組織
- (a) 別表2-2または別表2-3の事象の発生について報告を受け、または自 ら発見したときは、直ちに別図2-6に示す箇所へ通報する。
- (b) 緊急体制を発令した場合,直ちに原子力防災要員を招集し、原子力災害 ②-4 の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、 その概要を別図2-7に示す箇所へ報告する。
- (c) 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、および維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器、その他の資材または機材を備え付け、随時、保守点検する。
- (d) 内閣総理大臣,原子力規制委員会,国土交通大臣,宮城県知事,女川町 長または石巻市長から,原子力防災管理者および副原子力防災管理者の 状況について報告を求められたときはこれを行う。
- (e) 副原子力防災管理者および原子力防災要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災教育および防災訓練を実施する。
- (f) 旅行または疾病、その他の事故のため長期にわたり不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から別表2-5に定める順位により代行者を指定する。
- (2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は,次に掲げる職務を行う。

- a. 警戒対策組織または原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補 佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在のときには、その職務を代行する。
- (3) 原子力防災要員の職務

原子力防災要員は、別表2-4に掲げる職務を行う。

(4)原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任および解任 原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合、社 長より原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に7日以内に 様式3の届出書により届け出る。

島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査(2021 年 9 月 6 日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙1-5 (5/25)	
	第2節 警戒対策組織の運営	
	<ol> <li>情報連絡経路</li> <li>(1)警戒事象発生に伴う連絡経路 原子力防災管理者は、警戒事象発生に伴う連絡を行うため、別図2-5に定め る連絡経路を整備しておくものとする。</li> </ol>	

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (4/16)

通報又は連絡を行った後の社外関係機関への報告又は連絡について、別図5-1、5-2及び5-3に定める連絡体制を整備しておく。

なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発 電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬(使用済燃料、低レベル 放射性廃棄物等)の場合にあっては、別図5-4に定める連絡体制を取る。

b. 防災組織の連絡体制

連絡経路は別図3に定めるとおりとする。

## 2. 緊急時体制の発令及び解除

2 - 4

- (1) 緊急時体制の発令
- a. 発電所

原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、又は別表1に示す基準に 該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図 6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部長 (原子力管理)(以下「部長(原子力管理)」という。)に報告する。

b. 本社

部長(原子力管理)は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、電源事業本部長及びコンプライアンス推進部門長に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用する。

社長が本社における緊急時体制を発令した場合, 部長(原子力管理)は,中国電力ネットワーク株式会社社長にその旨を連絡する。

- (2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置
- a. 発電所
- (a) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部 (以下「本部」という。)を緊急時対策所に設置する。
- (b) 本部は、原子力防災組織で構成する。
- (c) 原子力防災管理者は、緊急時対策本部長(以下「本部長」という。)として その職務を遂行する。
- b. 本社
- (a) 社長は、本社に緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策総本部(以下「総本部」という。)を原子力災害対策室に設置する。
- (b)総本部は、本社原子力防災組織で構成する。
- (c) 社長は、緊急時対策総本部長(以下「総本部長」という。)として、その職務を遂行する。

別紙1-5 (6/25)

組織体制の相違

差異理由

- 第3節 原子力防災組織の運営
- 1. 通報連絡経路および情報連絡経路
- (1) 原災法第10条第1項に基づく通報経路

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、別図2-6に定める通報経路を整備しておくものとする。また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときはこれを行う。

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

- (2) 原災法第10条第1項の通報後の連絡経路
  - a. 社外関係機関との連絡経路

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外 関係機関への報告および連絡について別図2-7に定める連絡経路を整備し ておくものとする。

b. 社内の情報連絡経路 社内の情報連絡経路は別図2-8に定めるとおりとする。

2. 第1または第2緊急体制の発令および解除

発電所および本店における第1または第2緊急体制の発令および解除等は以下 のとおりとする。

なお、関係店所にあっては、本店に準じて行うものとする。

- (1) 第1または第2緊急体制の発令
  - a. 発電所

原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図2-9に定める連絡経路により第1または第2緊急体制を発令する。

原子力防災管理者は,第1または第2緊急体制を発令した場合,直ちに本 店原子力部長に報告する。

b. 本店

2 - 6

本店原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における第1または第2 緊急体制発令の報告を受けた場合、別図2-10に定める連絡経路により、 社長に報告する。

社長は、本店における第1または第2緊急体制を発令し、この際、発電所 において発令した緊急体制の区分を本店においても適用する。

- (2) 副原子力防災管理者および原子力防災要員の非常召集
  - a. 発電所

原子力防災管理者は、発電所における第1緊急体制発令時(第1緊急体制

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

#### 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5(5/16)

- (3) 緊急時体制の解除
- a. 発電所

本部長は、以下の状態になった場合、関係機関と協議し、総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。

- (a) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その 後原災法第15条第4項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態 解除宣言が行われた場合。
- (b) 原災法第15条第2頃の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

本部長は,発電所の緊急時体制を解除した場合は,総本部長又は部長(原子力管理)に報告する。

b. 本社

総本部長は、上記a. (a) 又は (b) の場合、本社における緊急時体制を解除することができる。

- 3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止
- (1) 総本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、事故復旧作業に従事する要員の放射線管理及び復旧資機材の受入れ等の支援を行う。
- (2) 総本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を 廃止することができる。
- 4. 緊急時対策要員の非常招集及び解散

2 - 4

- (1) 緊急時対策要員の非常招集
- a. 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時(緊急時体制発令が予想される場合を含む。)に緊急放送装置、緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常招集する。また、本部の各統括及び班長は招集した班員を把握する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。

b. 本社

部長(原子力管理)は、本社における緊急時体制発令時(緊急時体制発令が予想される場合を含む。)に社内放送、緊急時連絡網等を使用して本社の緊急時対策要員を非常招集する。また、総本部の各班長は招集した班員を把握する。なお、部長(原子力管理)は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。

(2) 緊急時対策要員の解散

総本部長及び本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事後 対策に必要な要員を除き、発電所及び本社の要員を解散する。

## 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

差異理由

別紙1-5 (7/25)

発令が予想される場合を含む。) に所内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、副原子力防災管理者および原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ副原子力防災管理者および原子力 防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

b. 本店

2 - 6

本店原子力部長は、本店の第1または第2緊急体制発令を本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長に連絡する。本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長は、本店における第1または第2緊急体制発令時(第1または第2緊急体制発令が予想される場合を含む。)に社内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-10に定める連絡経路により、緊急時対策要員を本店対策本部室に非常招集する。

なお、本店総務部長および東北電力電力ネットワーク株式会社の本社総務部 長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備して おく。

- (3) 緊急時対策本部の設置
  - a. 発電所
  - (a) 原子力防災管理者は,第1または第2緊急体制を発令した場合,直ちに 緊急時対策所に緊急時対策本部(以下「発電所対策本部」という。)を設 置する。
  - (b) 発電所対策本部は別図2-3に示す原子力防災組織で構成する。
  - (c) 発電所対策本部長は、原子力防災管理者とする。

## b. 本店

2 - 6

- (a) 社長は、本店に第1または第2緊急体制を発令した場合、直らに本店対策本部室に緊急時対策本部(以下「本店対策本部」という。)を設置する。
- (b) 本店対策本部は、別図2-4に示す本店原子力防災組織で構成する。
- (c) 本店対策本部長は、社長とする。
- (4) 緊急体制の区分の変更
  - a. 発電所

発電所対策本部長は,緊急体制の区分を変更するときは,本店対策本部長 にその旨を報告する。

b. 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急体制の区分の変更の報告を 受けたときは、本店の緊急体制の区分を変更する。

- (5) 緊急体制の解除
  - a. 発電所
  - (a) 発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関および本

組織体制の相違

島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査 (2021 年 9 月 6 日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	周新1-5 (8/25) 店対策本部長と協議し緊急体制を解除する。 i. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後、原災法第15条第4項に基づく同子力災害事後対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合。 ii. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害に至るおぞれのある原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束し、通常の組織で対応可能と判断した場合。 (b) 発電所対策本部長は、発電所の緊急体制を解除した場合、本店対策本部長に報告し、発電所対策本部を廃止する。	

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

(記載方式の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

#### 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (6/16)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報又は連絡

- 1. 通報又は連絡の実施
- (1) 通報又は連絡の実施
- a. 原子力防災管理者は、敷地境界放射線上昇事象(原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合)が発生した場合、別紙7に定める通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。また、別図4-1に示す、通報先以外の連絡先にも同様に連絡を行う。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。
- b. 原子力防災管理者は、別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、別紙8-1に定める連絡様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-2に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。
- c. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する 事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別紙9-1に 定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県 知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-3に定める通報先にファクシミリ装置 その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保 存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲 市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその 着信を確認する。

なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の場合にあっては、別紙9-2に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等、別図4-4に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確

別紙1-5 (9/25)

(2) 発電所警戒対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を 様式8に記載し、別図2-5に定める連絡簡所にファクシミリ装置を用いて送 信せる。

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

- (3) 発電所警戒対策本部情報班長は,本章第1節から第3節に掲げる連絡,通報 および報告を行った場合,その内容を記録として保存する。
- 4. 社外関係機関との連絡方法

発電所警戒対策本部長は、別図2-5の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

5. 通話制限

発電所警戒対策本部長および本店警戒対策本部長は,緊急事態応急対策実施時 の保安通信を確保するため,必要と認めたときは,通話制限,その他必要な措置 を講するものとする。

第2節 特定事象の通報および連絡

#### 1 通報・連絡の実施

2 - 6

(1)原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式9に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-6に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に対してはその着信を確認するとともに、その他の別図2-6に定める通報先に電話等により連絡する。別表2-2または別表2-3の事象の発生の通報および連絡後は、別図2-7に定める通報先へ通報および連絡する。

また、原子力防災管理者は、別表 2-2または別表 2-3に定める事象のうち、事業所外運搬(以下、第3章および第4章においては、発電所が輸送物の安全性について責任を有する事業所外運搬(使用済燃料、輸入新燃料等)に限る。)の場合にあっては、当該事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式10に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図2-6に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長に対してはその着信を確認するとともに、その他の別図2-6に定める通報先に電話等により連絡する。別表2-2または別表2-3の

組織体制の相違

差異理由

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載筒所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (7/16)

#### 認する。

(2)-4

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際 は内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連 絡を取りつつ島根県と合同で報道機関へ発表する。

- d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記 c., b., a. の順に優 先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報 告を行う必要が生じた場合は、本節の通報又は連絡よりも優先して実施する。
- (2) 中性子線の測定

原子力防災管理者は、この計画第2章第3節1、「敷地境界付近の放射線測定 設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当 たり1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線 (自然放射線によるものを除く。) が検出されないことが明らかとなるまでの間、 施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線 の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算する。

#### 2. 緊急時体制発令時の対応

(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1. 「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。

なお, 事象の進展によっては, 緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず, 直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、 この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。

- (2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2、(1) 「緊急時体制の発令」に 規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長(原子力管理)に報告する。 また、この際、原子力防災管理者は、別表11に定めるSPDSデータが国へ伝 送されていることを確認する。
- (3) 社長は、部長(原子力管理) から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたとき は、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社にお ける緊急時体制を発令する。
- (4) 原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、緊急時体制発令後、緊急時対策 要員を非常招集する。
- (5)原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ本部、総本部を設置 し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。

#### 3. 情報の収集と提供

- (1) 本部の各統括は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事 故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。
- a. 事故の発生時刻及び場所
- b. 事故原因, 状況及び事故の拡大防止措置
- c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況

## 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

差異理由

別紙1-5 (10/25)

事象の発生の通報および連絡後は、別図2-7に定める通報先へ通報および連 絡する。

(2) - 6

なお、同時に複数の通報および連絡を行う場合は、別表2-3の事象の発生 の通報および連絡を優先して実施する。

(2) 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内 閣総理大臣,原子力規制委員会,宮城県知事,女川町長および石巻市長と連絡 を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原災法第 ②-6 10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会。 国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村 長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2. 第1緊急体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の別表2 2の事象の発生について報告を受け、 または自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急体制の区分」に基 づき、直ちに第1緊急体制を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、第1緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長 に報告する。
- (3) 社長は、本店原子力部長から発電所第1緊急体制の発令の報告を受けたとき は、本店に第1緊急体制を発令する。
- (4) 原子力防災管理者、本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本 社総務部長は、第1緊急体制発令後、副原子力防災管理者、原子力防災要員お よび緊急時対策要員を非常招集する。
- (5) 原子力防災管理者および社長は、発電所および本店に対策本部を設置し、そ れぞれの対策本部長となり活動を開始する。
- (6) 発電所内の事象である場合には、発電所対策本部情報班長は、別表3-1に 示す伝送データが国に伝送されていることを確認する。
- 3. 情報の収集および提供
- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、凍やかに前筋「情 報の収集および提供」に掲げる事項を調査し、事故および被害状況等を迅速か つ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。
- (2) 発電所対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式 11または様式12に記載し、別図2-7に定める連絡箇所にファクシミリ装 置を用いて送信する。
- (3)発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる連絡、通報およ び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

・組織体制の相違

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙1-5 (11/25)  4. 社外関係機関との連絡方法 発電所対策本部長は、別図2-7の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。  5. 通話制限 発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限、その他必要な措置を講ずるものとする。	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

青字:記載筒所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (8/16)

- d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- e. 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- f . 気象状況
- g. 事故収束の見诵し
- h. その他必要と認める事項
- (2) 本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を別紙8-2、別紙10-1 又は別紙10-2に記載して別図5-1、5-2、5-3又は5-4に定める連 絡箇所にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段にて送信 し、記録として保存する。
- 4. 統合原子力防災ネットワーク用通信連絡設備の起動

原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は、別表1に示す基準に該当する事象 が発生した場合、緊急時対策所、原子力災害対策室において統合原子力防災ネット ワークに接続するテレビ会議システムを起動する。

5. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者(本部が設置されている場合は本部長)は、別図5-3、5-4 の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

6. 通話制限

総本部長及び本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必 要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

7. 原子力緊急事態支援組織への協力要請

(2) - 7

部長(原子力管理)は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った場合、 その情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、状況に応じて資機材の提 供等の支援要請を行う。

#### 第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施報告

本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、別紙10-1に定 める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、 松江市長,鳥取県知事等,別図5-3に定める報告先にファクシミリ装置その他の 可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更 に, 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 島根県知事, 松江市長, 出雲市長, 安来市 長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。 ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、別紙10-2に定め

#### 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙1-5 (12/25)

#### 第3節 応急措置の実施

(2) - 6

## 1. 警備および避難誘導

(1) 避難場所等の指定

発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急体制が発令された場 合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等(以下 「発電所避難者」という。) に対する避難場所および避難経路等の必要な事項を 指定する。また、各集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要 員(以下「避難誘導員」という。)の配置を指定する。

(2) 避難の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送、ページング等 により指定する避難場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この 際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力してバス等による輸送 もしくは避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適 切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は 発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要 がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。 また、この際に発電所対策本部情報班長は、その旨を直ちに内閣総理大臣、原 子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-7に定 める連絡先に連絡する。

なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

(4) 車両の使用禁止

発電所対策本部総務班長は、緊急体制発令下においては、発電所敷地内への 入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用禁止を 関係者に周知する。

2. 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線なら びに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監 視データ、気象観測データおよび緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響 範囲を推定する。

・組織体制の相違

差異理由

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (9/16)

る報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、 当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定 める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用い て送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交 通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対しては その着信を確認する。

#### 2. 游難

#### (1) 避難誘導

本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等(以下「発電所避難者」という。)に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急放送装置、ページング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者(以下「避難誘導員」という。)の配置を指示し、その業務にあたらせる。

なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案 内を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、 本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状 況を把握するものとする。

#### (2) 移送

本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。

また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

## 3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置

本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、 放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。 また 本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マ

また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。

なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表12に定める 基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

#### 4. 原子力災害医療

#### (1) 救助活動

本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者(以下「負傷者等」という。)がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に

#### 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

差異理由

別紙1-5 (13/25)

## 3. 原子力災害医療

(2) - 6

#### (1) 救助活動

発電所対策本部総務班長は,負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者(以下「負傷者等」という。)がいる場合,負傷者等を各班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに搬送する。

#### (2) 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長および関係者と協力して別図2-12に定める発電所内の応急処置施設に搬送し、応急処置および除染等の措置を講ずるとともに、医療機関への搬送および治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

## (3) 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の搬送および治療の依頼を 行うときおよび救急隊到着時に、事故の概要および負傷者等の放射性物質によ る汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊等に伝達する。

なお, 負傷者等の搬送時に, 必要に応じて, 放射性物質や放射線に対する知識を有し, 線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

(4)発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康管理等 発電所対策本部長は、副原子力防災管理者および原子力防災要員の疲弊を防 止し、防災業務を円滑に行うために、できる限り早期に、活動期間および交替 時期を明確にする。また、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部長、副 原子力防災管理者および原子力防災要員の健康診断および健康相談による健康 不安に対する対策等を適切に実施する。

#### 4. 消火活動

発電所対策本部保修班長は,速やかに火災の状況を把握し,安全を確保しつつ,消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

#### 5. 汚染拡大の防止

発電所対策木部放射線管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送、ページング等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放射線管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

組織体制の相違

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (10/16)

(2) - 6

速やかに救出する。

#### (2) 医療活動

本部長は、負傷者等を別図9に示す発電所内の健康管理センターに搬送し、応 急処置及び除染等の措置を講じるとともに、医療機関への搬送及び治療の依頼等 の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

本部長は、医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊 到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、搬送及び治療 の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。

(4) 医療機関への搬送に関する措置

本部長は、負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する 知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに、 医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。

また、本部長は、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処 置室等の汚染検査に協力する。

(5) 緊急時対策要員の健康管理等

本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行う ため、できる限り早期に、活動期間及び交代時期を明確にする。

また、本部長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に 対する対策等を実施する。

## 5. 消火活動

本部長は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、消防機関に通報す るとともに、安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力 して迅速に消火活動を行う。

#### 6. 汚染拡大の防止

本部長は、不要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区 域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送装置等により発電 所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された 場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

## 7. 線量評価

本部長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価 を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大 の防止及び除去に努める。

## 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙1-5 (14/25)

## 6. 防護措置および線量評価

(2) - 5

差異理由

・組織体制の相違

発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事 する要員に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を定め、指 示するとともに、発電所対策本部総務班長は必要に応じて別表3-2に定める基 準により、安定ヨウ素剤を服用させる。また、発電所対策本部放射線管理班長 は、発電所避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行 うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止 および除去に努める。

#### 7. 広報活動

- (1) 発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、報道機関が発電所 または本店に取材に来訪した場合。その状況に応じて発電所周辺および本店に 事業者プレスセンターを開設する。
  - a. 現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性がある と判断した場合、プレス発表は、別に指定する場所で行う。
  - b. オフサイトセンターで原子力災害合同対策協議会の運営が開始された場 合,プレス発表は、オフサイトセンターのプレスルームで行う。
- (2)発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、プラントの状況、 応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路に より関係箇所に連絡する。

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (11/16)

#### 8. 広報活動

総本部長及び本部長は、緊急時体制を発令した後、プラントの状況、応急措置の 概要等をとりまとめ、プレス発表を行う。また、オフサイトセンターの運営開始以 降は、国、島根県、松江市、鳥取県等と連携してプレス発表を行う。

 $\bigcirc -6$ ,  $\bigcirc -7$ 

#### 9. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備及び点検

本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の 実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、別表13の業務を含めて以下 に関する応急復旧計画を策定し、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。

- a. 施設や設備の整備及び点検
- b. 故障した設備等の応急の復旧
- c. その他応急の復旧対策に必要な事項
- (3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応 オカ見け、原子伝統担側は第64条第3項の担宅に基づくた吟唱

本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の 拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。

- (1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測 を行う。
- (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検 計する。
- (5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への 影響を予測する。

#### 11. 資機材の調達及び輸送

本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機 材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部

## 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙1-5 (15/25)

(--, --,

## 2 - 5

## 8. 応急復旧

(1) 施設および設備の整備ならびに点検

発電所対策本部発電管理班長は、中央制御室の計器等による監視および可能 な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状 況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため、措置の内容および実施担当者を明確にした上で、応急復旧計画を策定し、発電所対策本部保修班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

(3) 原子力規制委員会からの命令に対する措置

発電所対策本部長は、原子力規制委員会から原子炉等規制法第64条第3項 の規定に基づく危険時の措置について命令があった場合は、適切に対応する。

9. 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置

発電所対策本部の関係する各班長は,事故状況の把握,事故の拡大防止および 被害の拡大に関する推定を行い,原子力災害の発生または拡大の防止を図るため 次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 発電所対策本部技術班長は,主要連転データにより原子炉系の連転状態を把握し,燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部発電管理班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性および運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、 外部へ放出される放射性物質の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大 防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 発電所対策本部長は、その他のユニットについては、事故発生ユニットから の影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検および操作 を実施して、保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

#### 10. 資機材の調達および輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材、その他原子力災害対策活動に 必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部 総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部資材班長に 必要とする資機材の調達および輸送を要請する。 組織体制の相違

差異理由

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表

## 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)

別紙1-5 (12/16)

に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。

(2)-6, (2)-7

## 12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

総本部長及び本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ 必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上 保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の 発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火,延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

#### 13. 原子力防災要員等の派遣

本部長は、原子力防災専門官その他国の関係機関から、オフサイトセンターの設 営準備に入る旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設営準備助勢のため、 原子力防災要員等を派遣する。

14. 地方公共団体からの要請に基づく派遣等

本部長は、地方公共団体の長から要請があった場合は、島根県地域防災計画及び 鳥取県地域防災計画で定めるモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等、防 災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応する。

15. 被災者の相談窓口の設置

総本部長は,原子力緊急事態解除宣言前であっても,可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため,相談窓口を設置する等,必要な体制を整備する。

#### 第3節 緊急事態応急対策

## 1. 緊急時特別非常体制の発令

(1)本部長は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に至った場合、直ちに 別紙9-1に所定の事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知 事、松江市長、鳥取県知事等、別図5-3に定める報告先にファクシミリ装置そ の他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存

# 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙1-5 (16/25)

- (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力および調整
- (e) 原子力災害合同対策協議会(原子力災害合同対策協議会が開催される までは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。) への参加等
- b. 緊急時モニタリング, 汚染検査および汚染除去に関する事項
- (a) 緊急時モニタリング
- (b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測 定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

本店対策本部原子力班長は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制をとる旨の情報を入手した場合、東京支社長に対応要員の派遣を依頼する。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

(2) - 6

本店対策本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として、原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した別表2-9の候補の中から適切な拠点を指定し、緊急時対策要員およびその他必要な要員の派遣、資機材の輸送を、陸路を原則として実施する。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、複数の拠点により必要な広さを確保して業務を分散させる。また、放射線管理業務を行う拠点については、警戒 区域の設定範囲内の適切な場所に選定する。

- a. 発電所への物資および要員の輸送
- b. 輸送等に付随する放射線管理および警戒区域の入退域管理
- 14. 女川地域の緊急時対応

本店対策本部長は、「女川地域の緊急時対応」に定められた、次に掲げる事項等を実施する。

- (1) 施設敷地緊急事態要避難者等の退避または避難で輸送手段として使用する福祉車両およびヘリコプターの提供
- (2) 避難退域時検査および除染に係る要員の派遣, 資機材の提供ならびに本活動 で発生する汚染水および汚染付着物等の処理
- (3) 停電が長期化した場合におけるオフサイトセンターへの電力供給

#### 15. 他の原子力事業所等への応援要請

2 - 6

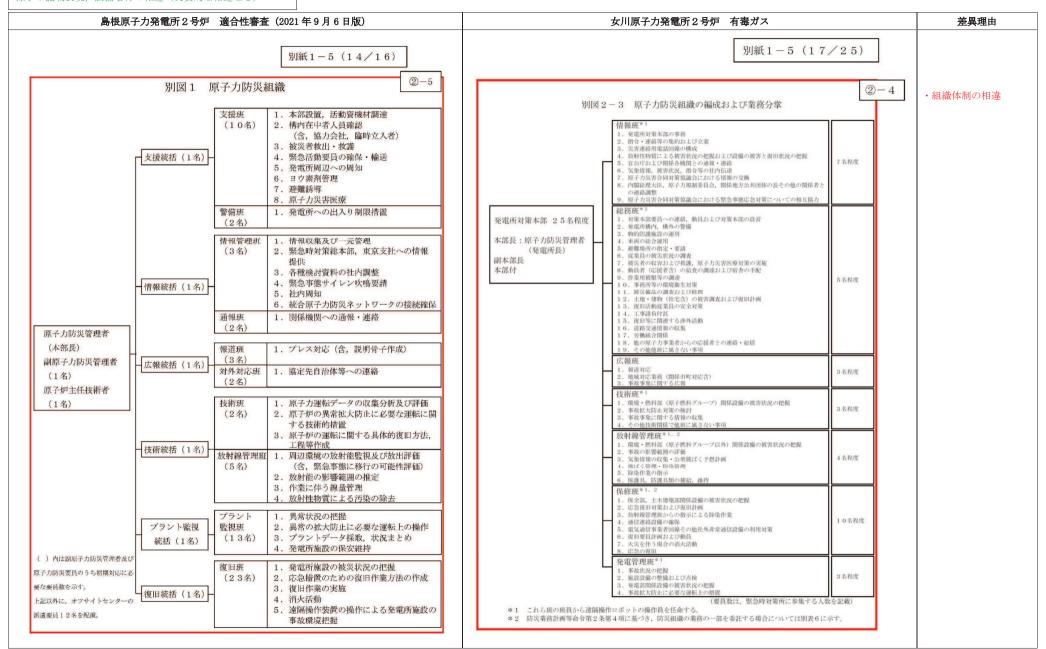
発電所対策本部長は、東通原子力発電所、他の原子力事業者、原子力緊急事態 支援組織の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。これを受け て、本店対策本部長は、東通原子力発電所、他の原子力事業者、原子力緊急事態 支援組織に協力を要請する。 組織体制の相違

差異理由

島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査(2021 年 9 月 6 日版)	女川原子力発電所 2 号炉 有毒ガス	差異理由
防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。 a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項 (a) オフサイトセンターにおける業務に関する事項 (a) オフサイトセンターの設営準備助勢 (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 (c) 報道機関への情報提供 (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 (e) 原子力災害合同対策協議会への参加 b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項 (a) 環境放射線モニタリング (b) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣  部長(原子力管理)は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の理備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な措置を講じる。 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣  部長(原子力管理)は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数確定しておいた拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員を派遣するともに、原子力事業所災害対策支援しなどその他必要な要員を派遣するともに、原子力事業所災害対策支援した配けるを輸送し、配備する。資機材等の輸送は、降路のほか空路等の使用も多蔵し、早急な配備に努める。 a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項 (a) 発電所への物質、要員の派遣 (b) 輸送に付随する放射線管理、入退城管理  派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の情示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長に、要請し、総本部長に、本社からオフサイトセンター等への派遣要及選定し、派遣する。それでもなお不足する場合は、総本部長は極の原子力事業者の応援を要請する。	ダバルボエノがた権力(ともか)、信仰・	左共坐山 

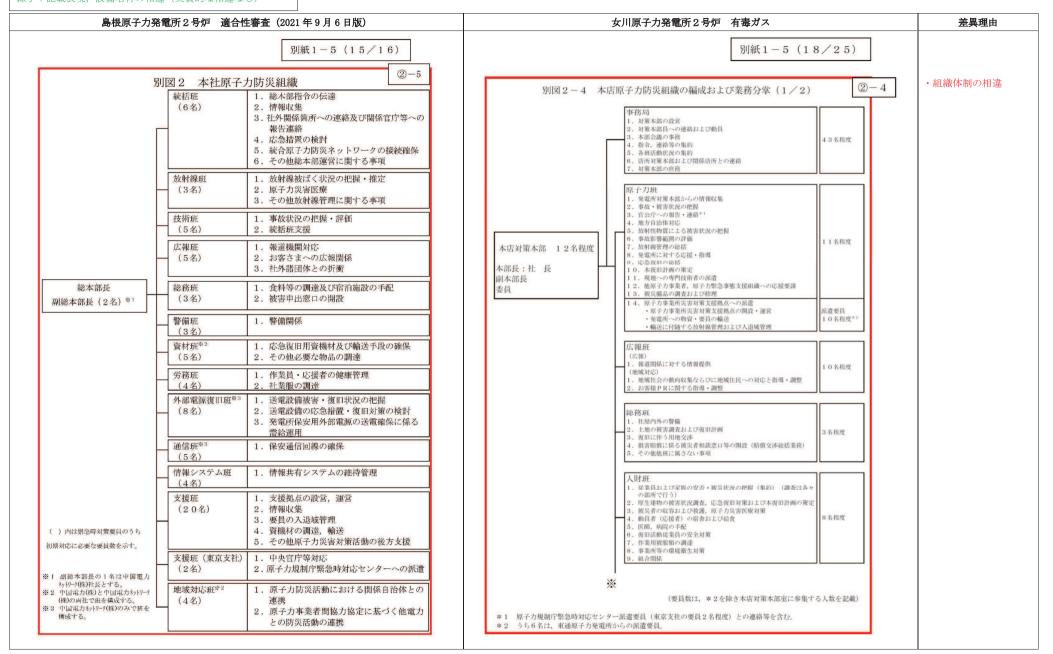
赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

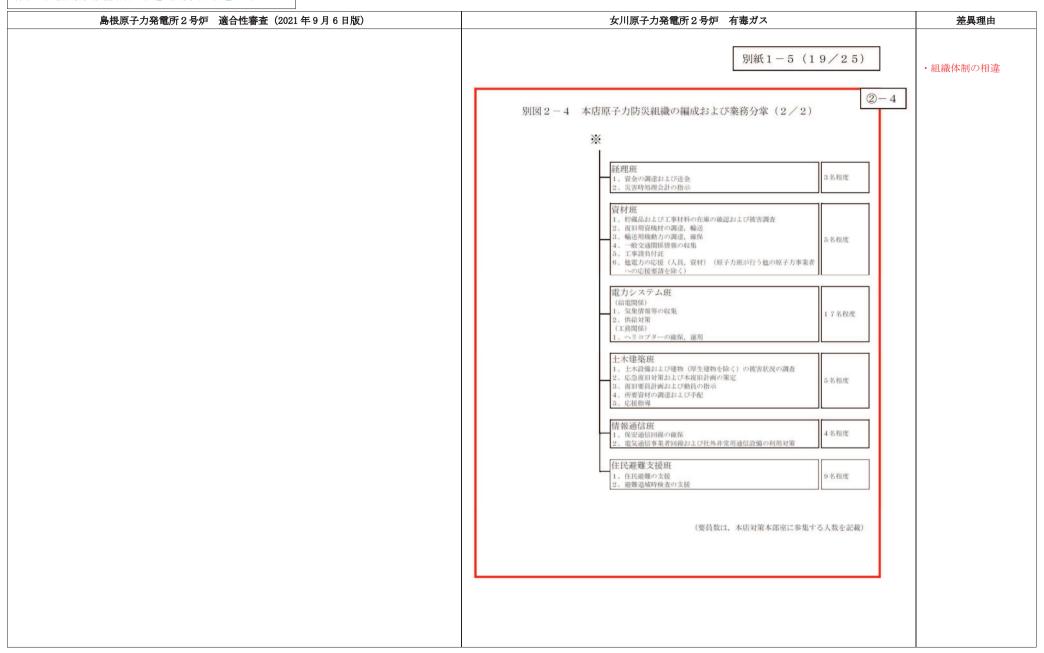
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

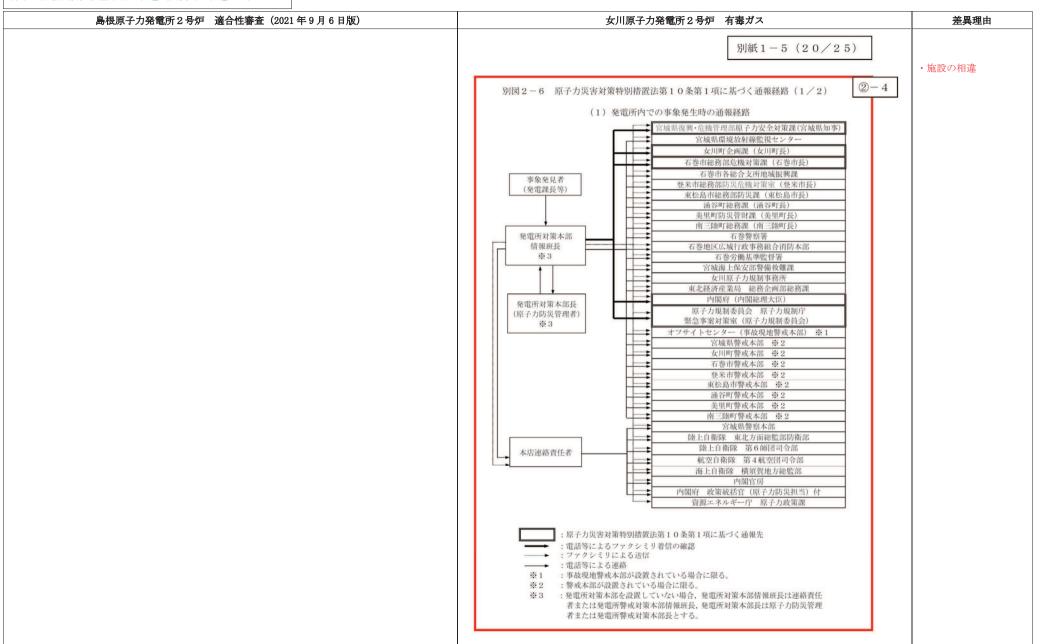


赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

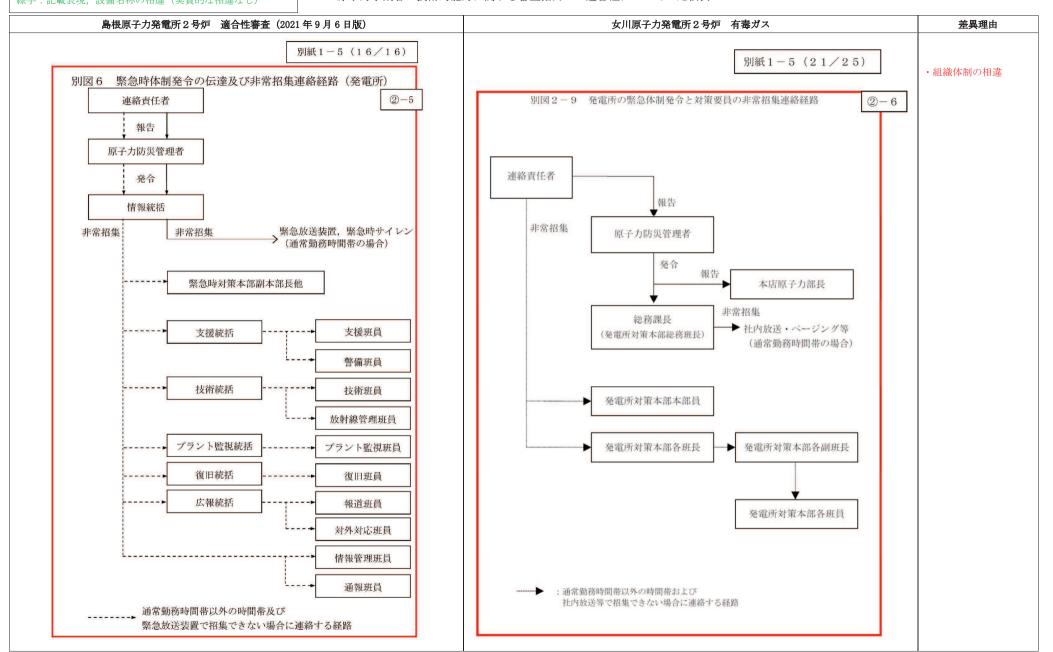
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

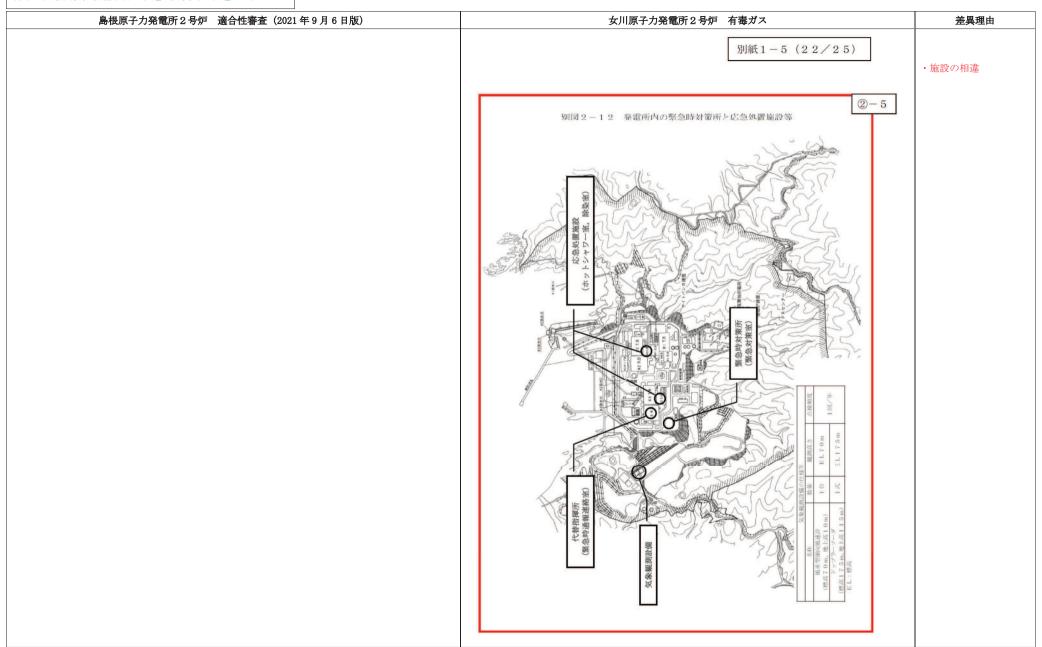


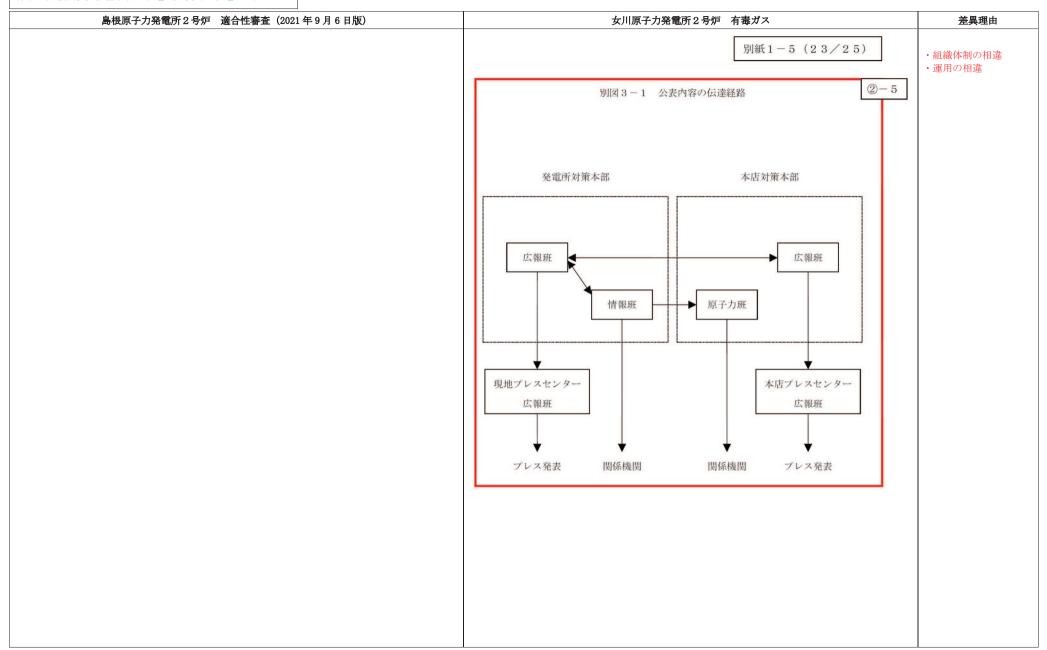




青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)







島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川	原子力発電所2号炉	有毒ガス		差異理由
			別紙1-5 (24		<ul><li>組織体制の相違</li><li>運用の相違</li></ul>
	別表 2 -	- 4 原子力防災要員の職	<b>歳務と配置</b>	2-	4
	原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名等	人 数率	
	(1) 特定事象が発生した場合における当 該特定事象に関する情報の整理ならびに 内閣総理大臣および原子力規制委員会(事 業所外運搬に係る特定事象の発生の場合 にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委 員会および国土交通大臣)、関係地方公共 団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班	4名	
	(2)原子力災害合同対策協議会における 原子力緊急事態に関する情報の交換なら	発電所内	情報班	1名	
	びに緊急事態応急対策および原子力災害 事後対策についての相互の協力	オフサイトセンター	副本部長 本部付	3名	
	(3)特定事象が発生した場合における当	発電所内	広報班	2名	
	該特定事象に関する広報	オフサイトセンター	本部付広報班	2名	
	(4)原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部付 放射線管理班 保修班	6名	
		オフサイトセンター	本部付	1名	
	(5)原子力災害の発生または拡大の防止 のための措置の実施	発電所内	発電管理班 技術班	2 3名	
	(6)防災に関する施設設備の整備および 点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班	27名	
	(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班 保修班	3名	
		オフサイトセンター	本部付	2名	
	(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部付総務班	4名	
	(9)原子力災害の発生または拡大の防止 のために必要な資機材の調速および輸送	発電所内	本部付 総務班 保修班	4名	
	(10)原子力事業所内の警備および原子 力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所內	本部付総務班	4名	
		合 計		86名	
			※人数は、最低限必要	な人数を示す。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	別紙1-5(25/25)	・組織体制の相違 ・運用の相違
	別表 3-2 原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準 ②-5	
	項目	
	安定ョウ素剤予防服 用に関する防護対策 指標 性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ョウ素による小 児甲状腺等価線量で100mSvに相当する予測線量となる場合。	
	原子力災害対策活動等に従事する要員を対象とする。ただし、以下の要員には安定ョウ素剤を服用させないように配慮する。 ・ョウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者	
	服用量 医薬品ョウ化カリウムの丸薬2丸(ヨウ素量76mg,ヨウ化カリウム量 100mg)を用いる。	

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施していく。

育子: 記載 固所 入は記載 内谷の 相違 (記載 方針の 相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)	原子力事業者の技術的	能力に関する審査指針への適合性について 比較表	
島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査(2021 年 9)	月 6 日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
另小条	氏1-6 (1/1)	別紙1-6 (1/1)	・運用の相違 (改善内容の相違)
原子力防災組織の改善に関する考え方			
1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの理工大事故等の事故収束に向けて、原子力防災管理者、副原子力防災組織を確また、発電用原子炉主任技術者については、既に号炉ごとに選任した発電所の組織とは独立した立場としているが、東京電力株式会社福故において災害対応が長期化したことを踏まえ、原子力防災管理者へ付けとすべく原子力防災組織内に位置付け、確実な事故収束を図る。 2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項(候補地の選定、必要保) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においても同様な機能地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地、原子力災害発生時における風向等を考慮し、島根原子力発電所からの圏内外)が異なる地点を複数選定する。 3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項(他の原子力事業者と共同で割練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等達を活用して発電所の災害状況を確認したことを踏まえ、東京電力株式電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成 28 村を増強し、平成 28 年 12 月より美浜原子力緊急事態支援センター開始している。	用確化 管理者及び機能班につなってする。 保安監督させるととも 高第一原子力発電所事 助言及び指示する位置 な要員及び資機材の確 あの支援に係る対応拠 を分散して有する候補 なの選定に当たっては、 の方位、距離(約20km が組織を設置、定期的な による汚染により災害 に帰操作が可能な資機材 会社福島第一原子力 熟練により操作に習機	原子力防災組織の改善に関する考え方  1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化 重大事故等の事故収束に向けて、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能班について役割を明確にし、原子力防災組織を確立する。  2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項(候補地の選定,必要な要員及び資機材の確保) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ、女川原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定にあたっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、女川原子力発電所からの方位、距離(約30km 圏内外)が異なる地点を複数選定する。  3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項(他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認した事を踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。  4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施	
4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において,従来から原 てきたシナリオ通りには事態が進行せず,事態の進展が早かった事な とを踏まえ,防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形 訓練参加者が自ら表え,活動する原子力防災訓練を実施していく	どから混乱を生じたこ	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、従来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施	

していく。

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由	
対紙 1 - 7 (1/3)         文書番号       QMS5-02-X00-22         制定日       2008. 2. 1         承認日       2020. 3. 27         施行日       2020. 4. 1	別紙 1-7 (1/3) 原品 5-5-運3 (原)	・文書名の相違	
内部コミュニケーション基本要領 (抜粋)	原子炉施設保安委員会運営要領		
	抜粋		
中国電力株式会社	平成6年 2月 1日(制 定) 令和3年 6月30日(第22回改正)		
電源事業本部	原子力部		

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(20	21 年 9 月 6 日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理は
	別紙1-7(2/3)	別紙1-7 (2/3)	・運用の相違
			1 建用砂帽建
			_
本資料のうち、枠囲みの内容	存は機密に係る事項のため公開できません。	枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(20	021 年 9 月 6 日版)	女川原子力発電所2号炉	有毒ガス	差異理由
	別紙1-7 (3/3)		別紙1-7 (3/3)	・運用の相違
		-		大王/11×21日大田
	<u> </u>			
	は機密に係る事項のため公開できません。	<b>松田4の内窓け商業機</b> 類	密の観点から公開できません。	